

様式コード
2 2 6 3

健康保険
厚生年金保険

育児休業等取得者 申出書(新規・延長) **終了届**

令和 02 年 06 月 01 日提出

提出者記入欄	事業所整理記号	四 S 11 11
	事業所所在地	〒 105 - 8888 東京都 港区 芝浦 1 - 1 - 1
	事業所名称	(株) ジェネラリスト
	事業主氏名	清藤 道重
	電話番号	03 (5531) 1234

受付印

社会保険労務士記載欄
氏 名 等

新規申出の場合は共通記載欄に必要項目を記入してください。

変更・終了の場合は、共通記載欄に育児休業取得時に提出いただいた内容を記入のうえ、A.延長 B.終了の必要項目を記入してください。

共通記載欄 (新規申出)	① 被保険者整理番号	1020	② 個人番号 [基礎年金番号]	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	8
	③ 被保険者氏名	(フリガナ)トウホウ (氏) 東芝	ジロウ (名) 花子	④ 被保険者生年月日	昭和 7.平成 9.令和	6	1	0	1	0	1	⑤ 被保険者性別	1. 男 ②. 女	
	⑥ 養育する子の氏名	(フリガナ)トウホウ (氏) 東芝	レイコ (名) 令子	⑦ 養育する子の生年月日	7.平成 ⑨.令和	0	1	0	6	0	8			
	⑧ 区分	①.実子 2.その他 ※「2.その他」の場合は、⑨.養育開始年月日(実子以外)も記入してください。		⑨ 養育開始年月日(実子以外)	9.令和									
	⑩ 育児休業等開始年月日	7.平成 9.令和					⑪ 育児休業等終了予定年月日	9.令和						
	⑫ 備考	該当する項目を○で囲んでください。 1. パパママ育休該当 2. その他												

終了予定日を延長する場合 ※必ず共通記載欄も記入してください。

※延長とは、「0～1歳」「1～1歳6か月」「1歳6か月～2歳」「1歳～3歳」の4つの区分のそれぞれの期間内で終了予定日を延長する場合があります。

A. 延長	⑬ 育児休業等終了予定年月日(変更後)	9. 令和				
-------	---------------------	-------	--	--	--	--

例：子が「0歳～1歳」の区分における育児休業として、当初「産後57日目から8か月まで」の期間を申出していたが、「産後57日目から1歳（誕生日の前日）まで」の期間に変更する場合
⇒「延長」となりますので、「共通記載」欄及び「A. 延長」欄を記入してください。

予定より早く育児休業を終了した場合 ※必ず共通記載欄も記入してください。

B. 終了	⑭ 育児休業等終了年月日	9. 令和	0	2	0	5	3	1
-------	--------------	-------	---	---	---	---	---	---

例：①1歳誕生日前日までの育休申出をされていた方が、続けて、②1歳6か月前日までの育休申出をされる場合
⇒延長ではなく新規申出となりますので上段の「共通記載」欄にあらためて記入してください。

○ 役員・経営担当者等の使用者の方は、原則、保険料免除には該当しませんので注意してください。

○ 育児休業等による保険料免除の期間は以下の4つの区分があります。4つの区分それぞれに申出が必要となりますのでご注意ください。

養育する子が

- | | |
|--|---|
| ① 1歳未満の子を養育するための育児休業 | → 0歳 ～ 1歳誕生日前日まで
(パパママ育休の場合は1歳2か月前日まで) |
| ② 保育所持機等の特別な事情がある場合の1歳から1歳6か月に達するまでの育児休業 | → 1歳誕生日 ～ 1歳6か月前日まで |
| ③ 保育所持機等の特別な事情がある場合の1歳6か月から2歳に達するまでの育児休業 | → 1歳6か月前日 ～ 2歳誕生日前日まで |
| ④ 1歳から3歳までの子を養育するための育児休業に準ずる期間 | → 1歳誕生日 ～ 3歳誕生日前日まで |

○ パパママ育休プラスとは、父母ともに育児休業を取得する場合、育児休業取得可能期間を子が1歳から1歳2か月に達するまでに延長する制度です。
なお、父母1人ずつが取得できる休業期間（母親の産後休業期間を含む。）の上限は、1年間となります。

様式コード
2 | 2 | 6 | 3

健康保険
厚生年金保険

育児休業等取得者 申出書(新規・延長) **終了届**

令和 02 年 06 月 01 日提出

提出者記入欄	事業所整理記号	四 S 11 11
	事業所所在地	〒 105 - 8888 東京都 港区 芝浦 1 - 1 - 1
	事業所名称	(株) ジェネラリスト
	事業主氏名	清藤 道重
	電話番号	03 (5531) 1234

受付印

社会保険労務士記載欄
氏 名 等

新規申出の場合は共通記載欄に必要項目を記入してください。

変更・終了の場合は、共通記載欄に育児休業取得時に提出いただいた内容を記入のうえ、A.延長 B.終了の必要項目を記入してください。

共通記載欄 (新規申出)	① 被保険者整理番号	1020	② 個人番号 [基礎年金番号]	1 0 2 0 0 0 0 0 0 0 0 0 8
	③ 被保険者氏名	(フリガナ)トウホウ (氏) 東芝	④ 被保険者生年月日	ジロウ (名) 花子 昭和 7.平成 9.令和 6 1 0 1 0 1
	⑥ 養育する子の氏名	(フリガナ)トウホウ (氏) 東芝	⑦ 養育する子の生年月日	レイコ (名) 令子 7.平成 9.令和 0 1 0 6 0 8
	⑧ 区分	① 実子 2. その他 ※ 「2.その他」の場合は、⑨養育開始年月日(実子以外)も記入してください。	⑨ 養育開始年月日(実子以外)	9.令和
	⑩ 育児休業等開始年月日	7.平成 9.令和	⑪ 育児休業等終了予定年月日	9.令和
	⑫ 備考	該当する項目を○で囲んでください。 1. パパママ育児該当 2. その他		

終了予定日を延長する場合 ※必ず共通記載欄も記入してください。

※延長とは、「0～1歳」「1～1歳6か月」「1歳6か月～2歳」「1歳～3歳」の4つの区分のそれぞれの期間内で終了予定日を延長する場合があります。

A. 延長	⑬ 育児休業等終了予定年月日(変更後)	9. 令和	年	月	日
-------	---------------------	-------	---	---	---

例：子が「0歳～1歳」の区分における育児休業として、当初「産後57日目から8か月まで」の期間を申出していたが、「産後57日目から1歳（誕生日の前日）まで」の期間に変更する場合
⇒「延長」となりますので、「共通記載」欄及び「A. 延長」欄を記入してください。

予定より早く育児休業を終了した場合 ※必ず共通記載欄も記入してください。

B. 終了	⑬ 育児休業等終了年月日	9. 令和	0 2	0 5	3 1	年	月	日
-------	--------------	-------	-----	-----	-----	---	---	---

例：①1歳誕生日前日までの育休申出をされていた方が、続けて、②1歳6か月前日までの育休申出をされる場合
⇒延長ではなく新規申出となりますので上段の「共通記載」欄にあらためて記入してください。

○ 役員・経営担当者等の使用者の方は、原則、保険料免除には該当しませんので注意してください。

○ 育児休業等による保険料免除の期間は以下の4つの区分があります。4つの区分それぞれに申出が必要となりますのでご注意ください。

養育する子が

① 1歳未満の子を養育するための育児休業

→ 0歳 ～ 1歳誕生日前日まで

(パパママ育児の場合は1歳2か月目前日まで)

② 保育所持機等の特別な事情がある場合の1歳から1歳6か月に達するまでの育児休業

→ 1歳誕生日 ～ 1歳6か月目前日まで

③ 保育所持機等の特別な事情がある場合の1歳6か月から2歳に達するまでの育児休業

→ 1歳6か月日 ～ 2歳誕生日前日まで

④ 1歳から3歳までの子を養育するための育児休業に準ずる期間

→ 1歳誕生日 ～ 3歳誕生日前日まで

○ パパママ育児プラスとは、父母ともに育児休業を取得する場合、育児休業取得可能期間を子が1歳から1歳2か月に達するまでに延長する制度です。

なお、父母1人ずつが取得できる休業期間（母親の産後休業期間を含む。）の上限は、1年間となります。

様式コード
2 | 2 | 6 | 3

健康保険
厚生年金保険

育児休業等取得者 申出書(新規・延長) **終了届**

令和 02 年 06 月 01 日提出

提出者記入欄	事業所整理記号	四 S 11 11
	事業所所在地	〒 105 - 8888 東京都 港区 芝浦 1 - 1 - 1
	事業所名称	(株) ジェネラリスト
	事業主氏名	清藤 道重
	電話番号	03 (5531) 1234

受付印

社会保険労務士記載欄
氏名等

新規申出の場合は共通記載欄に必要項目を記入してください。

変更・終了の場合は、共通記載欄に育児休業取得時に提出いただいた内容を記入のうえ、A.延長 B.終了の必要項目を記入してください。

共通記載欄 (新規申出)	① 被保険者整理番号	1020	② 個人番号 [基礎年金番号]	1 0 2 0 0 0 0 0 0 0 0 0 8
	③ 被保険者氏名	(フリガナ) 東芝 (氏) 東芝	④ 被保険者生年月日	ハコ (名) 花子 昭和 6 1 0 1 0 1 平成 6 1 0 1 0 1 令和 6 1 0 1 0 1
	⑤ 養育する子の氏名	(フリガナ) (氏)	⑥ 養育する子の生年月日	7.平成 9.令和
	⑦ 区分	⑧ ① 実子 2. その他 ※ 「2.その他」の場合は、⑨ 養育開始年月日 (実子以外) も記入してください。	⑨ 養育開始年月日 (実子以外)	9.令和
	⑩ 育児休業等開始年月日	7.平成 9.令和	⑪ 育児休業等終了予定年月日	9.令和
	⑫ 備考	該当する項目を○で囲んでください。 1. パパママ育休該当 2. その他		

終了予定日を延長する場合 ※必ず共通記載欄も記入してください。

※延長とは、「0～1歳」「1～1歳6か月」「1歳6か月～2歳」「1歳～3歳」の4つの区分のそれぞれの期間内で終了予定日を延長する場合があります。

A. 延長	⑬ 育児休業等終了予定年月日 (変更後)	9. 令和	年	月	日
-------	----------------------	-------	---	---	---

例：子が「0歳～1歳」の区分における育児休業として、当初「産後57日目から8か月まで」の期間を申出していたが、「産後57日目から1歳（誕生日の前日）まで」の期間に変更する場合
⇒「延長」となりますので、「共通記載」欄及び「A. 延長」欄を記入してください。

予定より早く育児休業を終了した場合 ※必ず共通記載欄も記入してください。

B. 終了	⑭ 育児休業等終了年月日	9. 令和	0 2	0 4	3 0
-------	--------------	-------	-----	-----	-----

例：①1歳誕生日前日までの育休申出をされていた方が、続けて、②1歳6か月前日までの育休申出をされる場合
⇒延長ではなく新規申出となりますので上段の「共通記載」欄にあらためて記入してください。

○ 役員・経営担当者等の使用者の方は、原則、保険料免除には該当しませんので注意してください。

○ 育児休業等による保険料免除の期間は以下の4つの区分があります。4つの区分それぞれに申出が必要となりますのでご注意ください。

養育する子が

① 1歳未満の子を養育するための育児休業

→ 0歳 ～ 1歳誕生日前日まで

(パパママ育休の場合は1歳2か月目前日まで)

② 保育所持機等の特別な事情がある場合の1歳から1歳6か月に達するまでの育児休業

→ 1歳誕生日 ～ 1歳6か月目前日まで

③ 保育所持機等の特別な事情がある場合の1歳6か月から2歳に達するまでの育児休業

→ 1歳6か月日 ～ 2歳誕生日前日まで

④ 1歳から3歳までの子を養育するための育児休業に準ずる期間

→ 1歳誕生日 ～ 3歳誕生日前日まで

○ パパママ育休プラスとは、父母ともに育児休業を取得する場合、育児休業取得可能期間を子が1歳から1歳2か月に達するまでに延長する制度です。

なお、父母1人ずつが取得できる休業期間（母親の産後休業期間を含む。）の上限は、1年間となります。

様式コード
2 | 2 | 6 | 3

健康保険
厚生年金保険

育児休業等取得者 申出書(新規・延長) **終了届**

令和 02 年 06 月 01 日提出

提出者記入欄	事業所整理記号	四 S 11 11
	事業所所在地	〒 105 - 8888 東京都 港区 芝浦 1 - 1 - 1
	事業所名称	(株) ジェネラリスト
	事業主氏名	清藤 道重
	電話番号	03 (5531) 1234

受付印

社会保険労務士記載欄
氏 名 等

新規申出の場合は共通記載欄に必要項目を記入してください。

変更・終了の場合は、共通記載欄に育児休業取得時に提出いただいた内容を記入のうえ、A.延長 B.終了の必要項目を記入してください。

共通記載欄 (新規申出)	① 被保険者整理番号	1020	② 個人番号 [基礎年金番号]	1 0 2 0 0 0 0 0 0 0 0 0 8
	③ 被保険者氏名	(フリガナ) 東芝 (氏) 東芝	④ 被保険者生年月日	ハコ (名) 花子 昭和 6 1 0 1 0 1 平成 6 1 0 1 0 1 令和 6 1 0 1 0 1
	⑤ 養育する子の氏名	(フリガナ) (氏)	⑥ 養育する子の生年月日	昭和 7 平成 7 令和 7 平成 7 令和 7 令和 7
	⑦ 区分	⑧ ① 実子 2. その他 ※ 「2.その他」の場合は、⑨ 養育開始年月日 (実子以外) も記入してください。	⑨ 養育開始年月日 (実子以外)	昭和 9 平成 9 令和 9
	⑩ 育児休業等開始年月日	7. 平成 9. 令和	⑪ 育児休業等終了予定年月日	昭和 9 平成 9 令和 9
	⑫ 備考	該当する項目を○で囲んでください。 1. パパママ育休該当 2. その他		

終了予定日を延長する場合 ※必ず共通記載欄も記入してください。

※延長とは、「0～1歳」「1～1歳6か月」「1歳6か月～2歳」「1歳～3歳」の4つの区分のそれぞれの期間内で終了予定日を延長する場合があります。

A. 延長	⑬ 育児休業等終了予定年月日 (変更後)	9. 令和	年 月 日
-------	----------------------	-------	-------

例：子が「0歳～1歳」の区分における育児休業として、当初「産後57日目から8か月まで」の期間を申出していたが、「産後57日目から1歳（誕生日の前日）まで」の期間に変更する場合
⇒「延長」となりますので、「共通記載」欄及び「A. 延長」欄を記入してください。

予定より早く育児休業を終了した場合 ※必ず共通記載欄も記入してください。

B. 終了	⑭ 育児休業等終了年月日	9. 令和	0 2 0 4 3 0	年 月 日
-------	--------------	-------	-------------	-------

例：①1歳誕生日前日までの育休申出をされていた方が、続けて、②1歳6か月前日までの育休申出をされる場合
⇒延長ではなく新規申出となりますので上段の「共通記載」欄にあらためて記入してください。

○ 役員・経営担当者等の使用者の方は、原則、保険料免除には該当しませんので注意してください。

○ 育児休業等による保険料免除の期間は以下の4つの区分があります。4つの区分それぞれに申出が必要となりますのでご注意ください。

養育する子が

- | | |
|--|--|
| ① 1歳未満の子を養育するための育児休業 | → 0歳 ~ 1歳誕生日前日まで |
| ② 保育所持機等の特別な事情がある場合の1歳から1歳6か月に達するまでの育児休業 | (パパママ育休の場合は1歳2か月前日まで)
→ 1歳誕生日 ~ 1歳6か月前日まで |
| ③ 保育所持機等の特別な事情がある場合の1歳6か月から2歳に達するまでの育児休業 | → 1歳6か月前日 ~ 2歳誕生日前日まで |
| ④ 1歳から3歳までの子を養育するための育児休業に準ずる期間 | → 1歳誕生日 ~ 3歳誕生日前日まで |

○ パパママ育休プラスとは、父母ともに育児休業を取得する場合、育児休業取得可能期間を子が1歳から1歳2か月に達するまでに延長する制度です。
なお、父母1人ずつが取得できる休業期間（母親の産後休業期間を含む。）の上限は、1年間となります。